

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件	三〇
○県営土地改良事業計画を定めた件三件	三〇
○県営土地改良事業計画を変更した件	三二
○公告	
○宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので宅地建物取引業法の規定により公告する件	三三
○落札者を決定した件	三三
○福島県公安委員会	
○道路交通法による指定講習機関として指定した件	三三
○福島県選挙管理委員会	
○福島県選挙管理委員会の委員長の選挙を行った件	三四
○福島県選挙管理委員会の委員長の職務代理者を指定した件	三四
○不在者投票のできる施設として指定した件	三四
○正 誤	
○平成二十九年一月六日付け定例第二千八百六十二号中	三四

## 告 示

**福島県告示第三百二十三号**  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十九年四月十四日から同年八月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
（変更前）別紙書面のとおり  
（変更後）別紙書面のとおり  
変更した年月日
- 三 別紙書面のとおり  
届出年月日  
平成二十九年三月二十九日
- 四 届出をした者  
東京センチュリー株式会社  
三菱UFJリース株式会社  
（別紙書面）は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定により、大和田地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 平成二十九年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十九年四月十七日から  
同 年五月八日まで （二十二日間）
- 三 縦覧の場所  
会津若松市役所及び湯川村役場  
（農村計画課）

### 福島県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定により、駒形第三地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

する。

平成二十九年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十九年四月十七日から

同 年五月八日まで

三 縦覧の場所

喜多方市役所及び湯川村役場

(農村計画課)

福島県告示第三百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、小田高原地区に係る県営農村地域防災減災事業(ため池整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十九年四月十七日から

同 年五月八日まで

三 縦覧の場所

喜多方市役所

(農村計画課)

福島県告示第三百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、堀之内地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

平成二十九年四月十七日から

同 年五月八日まで

(二十二日間)

三 縦覧の場所

郡山市役所

(農村計画課)

公 告

公告第八十七号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年四月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 商号 M3建設有限会社(旧商号 有限会社工匠ハウス)

二 代表者の氏名 橋本 雅人

三 免許の年月日 平成二十七年三月十日

四 免許証番号 福島県知事(三)第二五九七号

(建築指導課)

**公告第88号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年4月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
コピー用紙 A 4 （2,500枚入） 予定数量31,000箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社小名浜包装資材 福島県いわき市小名浜林城字榎町8番1
- 5 落札金額  
1箱当たり1,068円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年2月10日

（入札用度課）

## 福島県公安委員会告示第21号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次のとおり指定した。

平成29年4月14日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 指定講習機関として指定した者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地
株式会社須賀川ドライビングスクール	岩瀬郡鏡石町蒲之沢町382番地	笹川信也	須賀川ドライビングスクール	岩瀬郡鏡石町蒲之沢町382番地
株式会社石川自動車教習所	石川郡石川町字屋敷ノ入72番地	矢内清史	石川自動車教習所	石川郡石川町字屋敷ノ入72番地
株式会社棚倉自動車学校	東白川郡棚倉町大字棚倉字日向前220番地の1	熊田雅光	棚倉自動車教習所	東白川郡棚倉町大字棚倉字日向前220番地の1
株式会社県南自動車学校	白河市東釜子字古峯内98番地	穂積 功	県南自動車学校	白河市東釜子字古峯内98番地
株式会社田村自動車教習所	田村市船引町船引字山ノ内149番地の1	石橋英雄	田村自動車教習所	田村市船引町船引字山ノ内149番地の1
株式会社南部自動車学校	須賀川市西川字池ノ上51番地5	深谷幸弘	南部自動車学校	須賀川市西川字池ノ上51番地5
株式会社南湖自動車学校	白河市白坂一里段6番地236	小桜 恵	南湖自動車学校	白河市白坂一里段6番地236
第一総合ホールディングス株式会社	喜多方市字大谷地8014番地2	五十嵐雄一	喜多方ドライビングスクール	喜多方市字大谷地8014番地2
株式会社平和総合企業	河沼郡会津坂下町大字福原字長泥8番地	杉原 稔	会津平和自動車学校	河沼郡会津坂下町大字福原字長泥8番地
黒井産業株式会社	山形県山形市宮町二丁目11番9号	高橋博剛	扇町自動車学校	会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原16番地

- 2 特定講習の種別

準中型自動車免許に係る初心運転者講習

- 3 指定年月日

平成29年3月13日

(運転免許課)

